

医 政 発 0918 第 1 号
健 生 発 0918 第 6 号
感 発 0918 第 5 号
老 発 0918 第 2 号
保 発 0918 第 3 号
令 和 8 年 9 月 18 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省健康・生活衛生局長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
厚生労働省老健局長
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示」
の公布について（地域医療構想関係）

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示
（令和8年厚生労働省告示第355号）については、別添のとおり本日公布され、順次施行される。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号。以下「改正法」という。）の一部が施行されることに伴い、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成19年厚生労働省告示第70号）等について、所要の規定の整備を行う。

第2 改正の主な内容

1 医療提供体制の確保に関する基本方針の一部改正（第1条関係）

以下の事項を規定する。

(1) 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項

目標設定に関する国と都道府県の役割について、地域医療構想に係る目標設定の規定位置を変更し、国が、都道府県の区域を越えた広域的な見地から必要な情報の収集及び整理並びに分析の結果の提供その他の必要な援助を行うほか、地域医療構想の作成の手法その他地域医療構想の作成上重要な技術的事項について必要な助言を行うことを規定する。

(2) 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

五疾病・六事業の医療連携体制の在り方について、五疾病・六事業に明示する機能のうち、周産期医療に新生児搬送体制やNICU、新生児回復期治療室の整備を含めた新生児医療の提供が可能な体制の整備を規定し、小児医療に外科医や救急医等の適切な連携等を規定する。

事業ごとに配慮すべき事項について、小児医療体制の整備を進める上で、重症の小児救急患者等を救急搬送し、又は災害時に小児医療等を提供するに当たり、近隣都道府県との連携体制を必要に応じて確保すること及び外科疾患若しくは精神疾患を有し、又は外傷を負った患者に適切に対応するため、救急医療や精神医療との連携体制を確保することが重要である旨を規定する。

(3) 地域医療構想に関する基本的な事項

地域医療構想に関する基本的考え方について、地域における医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携等の目的として、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少が見込まれる令和22年頃を見据え、全ての地域で、あらゆる世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活を営むことができ、かつ、医療従事者も継続的かつ安定的に医療に従事することができる医療提供体制を構築していくことを規定する。

また、地域医療構想について、地域における入院医療、外来医療及び在宅医療並びに介護との連携や人材確保に係る将来の医療提供体制の基本的な方向に関する事項、構想区域、構想区域ごとの令和22年における医療機関機能の見通し、病床数の必要量並びに医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項等を定めるものと規定する。

(4) 地域における病床の機能の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

病床の機能に加え、医療機関機能の分化及び連携を含む内容とするとともに、都道府県知事が、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の13第1項又は第2項の規定による報告の内容を踏まえ、当該報告をした法第30条の13第2項に規定する医療機関機能等報告対象病院等（以下「医療機関機能等報告対象病院等」という。）の開設者又は管理者に対し、当該報告の内容を変更するよう求めることができる場合を以下のとおり規定する。

- ① 法第30条の13第1項又は第2項の規定により報告された基準日後医療機関機能（同条第1項第2号に規定する基準日後医療機関機能をいう。以下同じ。）が、当

該報告を行った医療機関機能等報告対象病院等が担うことについて地域医療構想調整会議において協議が調ったものと異なる場合であって、地域における医療機関機能又は病床の機能の分化及び連携の推進のための措置をとることが必要であると都道府県知事が認めた場合

- ② ①に掲げる場合のほか、法第30条の13第1項又は第2項の規定により報告された基準日後医療機関機能が、当該報告を行った医療機関機能等報告対象病院等が現に行っている医療の実態と著しく乖離しているものとして都道府県知事が適切でないとした場合

(5) 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項

二次医療圏（法第30条の4第2項第12号に規定する区域をいう。以下同じ。）であって、当該二次医療圏に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の外来医療の受療率その他の要素を勘案した上で、当該二次医療圏の診療所において診療に従事する医師の数を当該二次医療圏に住所を有する者の数で除したもの及び当該二次医療圏に係る可住地面積1平方キロメートル当たりの診療所の数が、国の定める基準を超えるものがある場合において、当該二次医療圏のうち、特に地域外来医療を確保する必要がある区域と認めるときは、都道府県知事が当該区域を指定する旨を規定する。

また、都道府県知事は、当該区域で診療所を開設しようとする者から当該区域における地域外来医療の提供に関する意向等の届出を受け、当該区域における地域外来医療の提供をしない意向が示された場合は、協議の場における協議に参加し、当該提供をしない理由等について説明をするよう求め、必要に応じて当該区域における地域外来医療の提供をすべきことを要請し、及び勧告することができる旨を規定する。

(6) かかりつけ医機能の確保に関する基本的な事項

項を新設し、以下の事項について規定する。

① かかりつけ医機能の確保に関する基本的考え方

複数の慢性疾患、認知症、医療・介護の複合ニーズ等を抱える高齢者が増加する一方、医療従事者のマンパワーの制約があり、医療従事者の働き方改革を推進する中で、地域の医療機関等や多職種が機能や専門性に応じて連携して、効率的に質の高い医療を提供し、フリーアクセスの考え方の下、必要なときに必要な医療を受けられる体制を確保することが重要である。

このため、かかりつけ医機能を有する医療機関及び当該機能の内容について、患者や住民に情報提供し、明確化することによって、患者や住民のより適切な医療機関の選択に資するようにするとともに、当該医療機関のかかりつけ医機能や将来的に当該機能を担う意向のある医療機関について、協議の場に報告し、地域でのかかりつけ医機能の確保状況を確認して、地域で不足する機能を確保する方策を検討・実施することにより、地域医療の質の向上を図ることが必要である。

② かかりつけ医機能の確保に関する基本的な事項

都道府県は、構想区域その他の都道府県知事が適当と認める区域ごとに協議の場を設け、当該協議の場における議論を通じて、かかりつけ医機能の確保を進めていくことが必要である。なお、特に在宅医療や介護連携等の協議に当たっては、市町村単位等での協議や市町村の積極的な関与が重要であり、実施主体である都道府県

が市町村と調整しながら実施することが必要である。

国は、都道府県職員等に対する研修やかかりつけ医機能の協議に資するデータの提供に係る支援を行うとともに、各医療機関がその機能や専門性に応じて連携し、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化するよう促す観点から、かかりつけ医機能を有する医療機関の地域性を踏まえた多様な類型を示すこととする。また、地域で必要となるかかりつけ医機能の確保に向けた医師の教育や研修の充実も重要であり、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者が実施する「かかりつけ医機能に関する研修」について、知識（座学）と経験（実地）の両面から望ましい内容等を整理する。

（７） 医師の確保に関する基本的な事項

都道府県は、法第 30 条の 4 第 2 項第 9 号イ(2)に規定する重点医師偏在対策支援区域を定める必要がある場合は、地域医療対策協議会及び保険者協議会と協議の上で定め、当該区域における医師の確保の方針等を医師確保計画に定める旨を規定する。

（８） 地域医療構想の作成及び進捗状況の評価に関する基本的な事項

項を新設し、以下の事項について規定する。

① 地域医療構想の作成に関する基本的な事項

地域医療構想については、都道府県において、「第五 地域医療構想に関する基本的な事項」で示した考え方に即しており、かつ、患者や住民に分かりやすい具体的なものとする必要がある。

地域における医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携の推進については、「第六 地域における医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する医療機関機能及び病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項」に即しており、具体的な施策を明示することが重要である。

② 進捗状況の評価に関する基本的な事項

都道府県は、医療担当を中心に、介護担当、薬務担当、国民健康保険担当等の関係部署とも連携して、地域医療構想の実現に必要な事業の進捗状況の評価を定期的実施し、必要に応じて施策の見直しを図るなど、PDCAサイクルを適切に回し、効果的に機能させることが必要である。

また、取組の進捗状況やその評価結果等については、適切に住民に公表していくことが求められる。

（９） 医療計画の作成並びに医療計画における目標及び施策の達成状況の評価等に関する基本的な事項

かかりつけ医機能の確保については、「第八 かかりつけ医機能の確保に関する基本的な事項」に即しており、具体的な施策を明示することが重要である旨を規定する。

2 その他所要の改正

改正法による被改正法の項や号の変更、医療機関機能に関する報告の創設、病床の機能区分の変更、地域医療構想と医療計画の位置づけの見直し等を踏まえ、その他所要の改正を行う。

第3 適用期日

令和9年4月1日（ただし、医療機関機能に関する報告の創設、病床の機能区分の変更に関する改正事項等（第2条、第11条及び第16条関係）は令和8年10月1日）

以上